その他の産品	ＣＴＳＨ、化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
三八・二五	ＣＴＳＨ、化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
三八・二六	生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルが得られること。	

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

部注　この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書三―Ａ注釈五を参照すること。

第三九類　プラスチック及びその製品		
三九・〇一―三九・〇三	ＣＴＳＨ、化学反応が行われること、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
三九・〇四―三九・〇六	ＣＴＳＨ、化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
三九・〇七―三九・〇八	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
三九・〇九―三九・一〇	ＣＴＳＨ、化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
三九・一一	ＣＴＳＨ、化学反応が行われること、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
三九・一二―三九・一五	ＣＴＳＨ、化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
三九・一六―三九・二六	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	

第四〇類　ゴム及びその製品		
四〇・〇一―四〇・一一	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
四〇一二・一一―四〇一二・一九	ＣＴＳＨ、中古のタイヤの更生、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
四〇一二・二〇―四〇一七・〇〇	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革		
四一・〇一―四一・〇三	ＣＣ	
四一〇四・一一―四一〇四・一九	ＣＴＨ	
四一〇四・四一―四一〇四・四九	ＣＴＳＨ（第四一〇四・四一号から第四一〇四・四九号までの各号の材料からの変更を除く。）	
四一〇五・一〇	ＣＴＨ	
四一〇五・三〇	ＣＴＳＨ	
四一〇六・二一	ＣＴＨ	
四一〇六・二二	ＣＴＳＨ	
四一〇六・三一	ＣＴＨ	
四一〇六・三二	ＣＴＳＨ	
四一〇六・四〇		
湿潤状態の産品	ＣＴＨ	
乾燥状態の産品	ＣＴＨ又は湿潤状態の非原産材料からの生産	
四一〇六・九一	ＣＴＨ	
四一〇六・九二	ＣＴＳＨ	
四一・〇七―四一・一三	ＣＴＨ。ただし、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇六・二二号、第四一〇六・三二号及び第四一〇六・九二号の非原産材料は、なめし、又はクラストにした乾燥状態の皮について再なめしが行われることを条件として、使用することができる。	
四一・一四―四一・一五	ＣＴＨ	